**○○協定**

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第１項に基づき、○○株式会社（以下「甲」という。）○○林業株式会社（以下「乙」という。）、熊本県（以下「丙」という。）は、○○協定を締結する。

１．目的

この協定は、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」及び乙の「木材の利用の促進に関する構想」について、甲、乙及び丙が連携・協力することにより、甲及び乙による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

２．建築物木材利用促進構想

（１）甲による木材の利用の促進に関する構想

　①構想の内容

　※甲（木材を利用する協定者）の構想について概要を記載（以下、記載例）。

　・甲は、自社の店舗等の整備にあたり、構造や内外装に県産材を積極的に活用することにより、「2050年熊本県内CO2排出実質ゼロ」の実現や山村の活性化等に貢献していく。また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号、以下「クリーンウッド法」という。）第２条第２項に規定する合法伐採木材等の利用を促進することにより、SDGsに貢献していく。

②構想の達成に向けた取組の内容

※上記構想の達成に向けた具体的な取組について、可能な限り数値目標を含めて記載（以下、記載例）。

・甲は、今後３年間に建設予定の建築物すべてにおいて、床面積１m2当たり〇m3以上の地域材を利用する設計を基本とし、３年間で計1,000m3の地域材を利用する（過去３年間の地域材利用量200m3の５倍に相当）。その際、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者により合法性が確認された木材を利用する。

・甲は、必要な木材を確実に調達できるよう、必要な材積、樹種、寸法などの情報を乙と共有し、十分な時間的余裕をもって調整を図るよう努める。

・甲は、森林資源の循環利用のため、乙と連携して伐採跡地での植林を行う。

・甲は、乙と連携して木材利用意義やメリットについて、シンポジウムや動画等で積極的に情報発信する。

（２）乙による木材の利用の促進に関する構想

　①構想の内容

　※乙（木材の供給などを通じて木材利用の促進を行う協定者）の構想について概要を記載（以下、記載例）。

・乙は、甲による建築物の木材利用を促進するため、県産材の安定供給等の協力を行うとともに、森林資源の循環利用、ひいては「2050年熊本県内CO2排出実質ゼロ」の実現に貢献していく。

②構想の達成に向けた取組の内容

・乙は、甲及び丙と連携し、合法伐採木材や森林認証材等の普及促進、木材の合法性証明のための取組を強化する。

・乙は、甲及び丙と連携し、森林資源の循環利用に向け、伐採後の再造林や森林整備を推進する。

・乙は、甲及び丙と連携し、建築物での木材利用の優良事例に関する情報発信を行う。

・乙は、甲の建築物に利用した木質部材や供給体制の構築等の取組について、他者による取組の参考となるよう、情報を広く発信する。

・乙は、森林資源の循環利用のため、甲と連携して伐採跡地での植林を行う。

３．甲及び乙の構想を達成するための丙による支援（※以下、記載例）

　　丙は、甲及び乙の構想の達成に向けて、甲及び乙に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲及び乙の取組を優良事例として積極的に広報する。

４．構想の対象区域

　　熊本県全域

５．本協定の有効期間

　　本協定の有効期間は、締結の日から、令和〇年〇月〇日までとする。

６．その他

（１）実施状況の報告

　　甲及び乙は、丙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

（２）協定の変更及び協議

　　甲、乙及び丙は、この協定の内容を変更する必要が生じた場合、この協定に定められていない事項について連携・協力する必要が生じた場合、又はこの協定の実施につき疑義が生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（３）協定の解除

　　甲、乙及び丙は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を３通作成し、甲乙丙が記名・押印（署名）のうえ、各自その一通を保管する。

令和〇年〇月〇日

甲　住所

○○株式会社

代表取締役

乙　住所

○○林業株式会社

代表取締役

丙　熊本県

　　　代表者　熊本県知事